



## 平成20年度死亡家畜の適正処理講習会 が開催されました！！

城南家保管内（球磨人吉地域・水俣芦北地域）の市町村および畜産関係団体、大規模農家を対象に死亡家畜の適正処理にかかる講習会が開催されました。熊本県は従来から熊本県蛋白ミール公社（菊池市）で死亡家畜は関係法令に基づき処理場で適正に処理されていますが、食の安全を確保し、消費者から信頼される畜産物の供給を図る観点から、今回、産業廃棄物にかかる法令関係を含む分野を加えた死亡家畜の適正な処理について球磨地域振興局において講習会を開催しました。

### 1 死亡牛適正処理施設におけるBSE検査状況の概要

講師：熊本県中央家畜保健衛生所

BSE検査所 参事 山下利治氏

### 死亡牛BSE検査・適正処理における問題点

- 1 必要書類の不備  
記載事項の誤記、印鑑漏れなど
  - 2 装着耳標の脱落  
個体確認が困難
  - 3 時間帯による混雑  
長時間待たされます・・・イライラする
  - 4 腐敗牛の発生  
経済的負担増（処理料：¥35,000-）  
死亡牛BSE検査に支障
- \* 連休および夏場対策
- ・連休時は、開場日等を設けています
  - ・7～9月の3ヶ月間は、土曜日の時間延長

## 2 食の安全に関するトレーサビリティシステムについて

講師：農林水産省九州農政局消費安全部地域第三課

牛トレーサビリティ第1係長 深水智美氏

- 消費者の目が見ています！  
消費者が直接インターネットで牛の出生年月日や種別、異動履歴等を確認されます。
- 出生報告を確実に！  
牛が生まれたら、すみやかに耳標を装着、出生報告を行ってください。
- 転入・転出の報告を忘れずに！  
異動報告があると、と畜後精肉業者から問い合わせがあります。
- と畜場に出荷されたときは！  
転出の報告が必要です。実際に牛を出荷された日付で報告してください。
- 報告の誤りに気づいたら  
報告の内容、またはデータがおかしいと気づいたら、データベース修正請求書により修正を行います。
- 報告が非常に大切です  
出生、異動の報告がなかったり、誤った内容の報告が増えると産地全体の評価を落とすことにつながり、取引先にも多大な迷惑がかかります。
- 耳標の再発行はお済みですか？  
耳標は再発行申請後到着まで2～3週間を要します。脱落に気づいたら早めの申請、装着をお願いします。
- 死亡報告を忘れずに！



## 3 化製場等及び廃棄物の処理・清掃に関する法律

講師：熊本県人吉保健所 参事 松井真氏

- 化製場法  
業の形態を規定：獣畜の肉・皮・骨・臓器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造は、化製場以外の施設でこれを行ってはならない。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
「廃棄物」とは「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と規定されている。  
**産業廃棄物の種類**  
・特定の事業活動に伴うもの  
動物系固形不要物：と畜場における獣畜のと殺・解体時及び食鳥処理場における。動物のふん尿：畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿。動物の死体：畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体
- 排出事業者責任について  
自己処理：事業者自ら産業廃棄物を処理。委託処理：事業者が「産業廃棄物処理業者」に産業廃棄物の処理を委託。排出業者に最終処分までの確認の責任があります。
- 投棄及び焼却の禁止  
廃棄物の不法投棄及び野焼きは禁止されています。

家畜保健衛生所では、今後も定期的な死亡家畜の適正処理に関する講習会を開催する予定です。

熊本県城南家畜保健衛生所

電話 0966-22-3814

熊本県城南地区家畜自衛防疫促進協議会

電話 0966-28-3234